●●リスク管理の状況

1　リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

◇信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡは、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査部を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

◇市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ･バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

◇流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)および市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく

不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

◇オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスクおよび流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して、理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応および改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

◇事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

◇システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューターシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、コンピューターシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「システムリスク管理マニュアル」を策定しています。

２　法令等遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また、最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透過性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢および遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

３　金融 ADR 制度への対応

①　苦情処理措置の内容

当 JA では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JA バンク相談所や JA 共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当 JA の苦情等受付窓口（電話：0885-32-8111（午前９時～午後５時　金融機関の休業日を除く））

②　紛争解決措置の内容

当 JA では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

兵庫県弁護士会紛争解決センター（電話：078-341-8227）

愛媛県弁護士会紛争解決センター（電話：089-941-6279）

民間総合調停センター＜大阪府＞

岡山弁護士会岡山仲裁センター

①の窓口または徳島県 JA バンク相談所（電話：088-634-2340）にお申し出ください。

なお、兵庫県弁護士会、愛媛県弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

・共済事業

(一社)日本共済協会　共済相談所（電話：03-5368-5757）

https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html

(一財)自賠責保険･共済紛争処理機構

http://www.jibai-adr.or.jp/

(公財)日弁連交通事故相談センター

http://www.n-tacc.or.jp/

(公財)交通事故紛争処理センター

http://www.jcstad.or.jp/

日本弁護士連合会　弁護士保険ＡＤＲ

（https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html）

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧いたただくか、①の窓口にお問い合わせ下さい。

４　内部監査体制

当 JA では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また内部監査は、JA の本所・支所すべてを対象とし、中期および年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長および監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

５　貸出に関する経営方針（クレジットポリシー）

クレジットポリシーは、貸出業務の行動規範というべきものであり、当組合の貸出に係る基本方針を定めるものである。貸出業務の運営にあたっては、法令・定款・規約・諸規程等を遵守し、優良な貸出資産の形成に努めることにより、農業専門金融機関として地域農業の振興と農家経済の安定・向上をめざすとともに、組合員ならびに地域住民の信頼に応え、地域経済の発展に貢献する地域金融機関としての責務を果たしていくものとする。

１．貸出の対象

貸出対象については、農協法その他の法令に定める貸出適格者であることはもとより、貸出先の信用力、資金使途の妥当性、返済能力等を十分に把握・検討したうえで貸出を行う。

２．コンプライアンスと当組合の社会的信頼

貸出業務を行うにあたり、各種法令を遵守し、社会的規範にもとることのないよう、常に誠実かつ公正に行動する。健全な倫理観に基づく貸出判断をすることによって、地域社会における当組合の信用と信頼をさらに高めていくよう努める。

３．貸出業務における自己責任の原則

貸出業務には絶えず信用リスクが内包されていることを認識し、自己責任において、貸出業務の健全性と適切性を確保するよう努める。

４．安全な資産運用と適正な収益の確保

資産を安全に運用し、適正な収益を確保するためには、一時的な成果にとらわれることなく、長期的な視野で判断し対応する。

５．資産の健全化

厳格な自己査定等を実施し、常に自らの資産状況を的確に把握することにより、資産の健全化に努める。

６．貸出決裁権限

決裁権限は、職制規程に定める専決基準に基づき、これを厳格に運用する。

７．ポートフォリオ管理

信用リスク分散の観点から、貸出資産のポートフォリオ管理を的確に実施し、特に特定の取引先・取引先グループ等に与信が集中することのないよう、信用リスクのコントロールに努める。

６　個人情報保護方針

東とくしま農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

１．関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第２条第１項、第２項に規定する。生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法第２条第８項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報といい、以下も同様とします。

２．利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の

達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

３．適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

４．安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第２条第４項が規定する、個人情報データベース等（保護法第２条第２項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

５．匿名加工情報の取扱い

当組合は、匿名加工情報（保護法第２条第９項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

６．第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号法第１９条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者提供しません。

７．機微（センシティブ）情報の取扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務随行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

８．開示・訂正

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。保有個人データとは、保護法第２条第７項に規定するデータをいいます。

９．苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

１０．　継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

７　情報セキュリティ基本方針

東とくしま農業協同組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

８　金融商品の勧誘方針

当ＪＡは、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金・共済その他の金融商品の販売にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまの立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくように努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆さまにとって不都合と思われる時間帯での訪問、電話による勧誘は行いません。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

９　利益相反管理方針の概要

当ＪＡ東とくしま（以下、「当ＪＡ」といいます。）は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反する恐れのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

１．対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は当ＪＡの行う信用事業関連業務、共済事業関連業務又は金融商品関連業務にかかるお客さまの取引であってお客さまの利益を不当に害する恐れのある取引をいいます。

２．利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。

（１）お客さまと当ＪＡの間の利益が相反する類型

（２）当ＪＡの「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

３．利益相反の管理の方法

当ＪＡは、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

（１）対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法

（２）対象取引又は当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法

（３）対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当ＪＡが負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）

（４）その他対象取引を適切に管理するための方法

４．利益相反管理体制

（１）当ＪＡは、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当ＪＡ全体の管理体制を統括する為の利益相反管理統括部署及びその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当ＪＡの役職員に対し、本方針及び本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周辺徹底に努めます。

（２）利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

５．利益相反管理体制の検証等

当ＪＡは、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

１０　金融円滑化にかかる基本方針

当ＪＡ東とくしま（以下、「当ＪＡ」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取組んでまいります。

1. 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めます。
2. 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
   また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
   また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努力し、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6. 当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

（1）組合長以下、関係役職員を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

（2）信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当ＪＡ全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

（3）各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7. 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

１１　当ＪＡご利用の皆さまへのご案内

ＪＡ東とくしまでは、組合員・地域住民の皆さまにご満足いただけますよう常日頃より心がけておりますが、当ＪＡの業務活動等についてご不満を感じた場合には、下記の窓口にて苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し付けください。

東とくしま農業協同組合　管理部

〒773-0004　徳島県小松島市堀川町３番８号

Tel　0885-32-8111　　Fax　0885-32-1270

E-mail　info@ja-higashitks.or.jp

●●自己資本の状況

１　自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者等の皆さまのニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成 31 年３月末における自己資本比率は、12.27％となりました。

自己資本比率とは･･･

自己資本比率とは、「資産（リスクアセット）」に対する「自己資本」の割合で、金融機関の体力や安全性を示す客観的な指標として用いられています。この比率が高ければ高いほど健全で安全な経営がなされていると判断できます。

自己資本比率の基準値は、国際業務を行う金融機関は８％（国際統一基準）、国内業務のみを行う金融機関は４％（国内基準）となっています。また、JA バンクシステムでは経営悪化や破綻を未然に防止するため自主基準を設けており、国内基準よりも厳しい８％（国際業務を行う金融機関と同様）としています。

２　経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

◇普通出資による資本調達額　　1,708 百万円（前年度 1,534 百万円）

○　普通出資金による資本調達額

項　目	内　容
発行主体	東とくしま農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係わる基礎項目に算出した額	1,708 百万円

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、19 年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

とりわけ、財務基盤強化のため、増資運動に取り組んでおり、平成 30 年度末の出資金額は、1,708 百万円となっています。

主な事業の内容

1　信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などいわゆる三大基本業務といわれる内容の業務を行っています。

この信用事業（ＪＡバンク）は、ＪＡ・信連・農林中金が組合員・利用者の皆さまに「便利・安心」をご提供するために実質的にひとつの金融機関として、一体的な事業運営を行っています。

貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみなさまや事業主のみなさまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいております。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

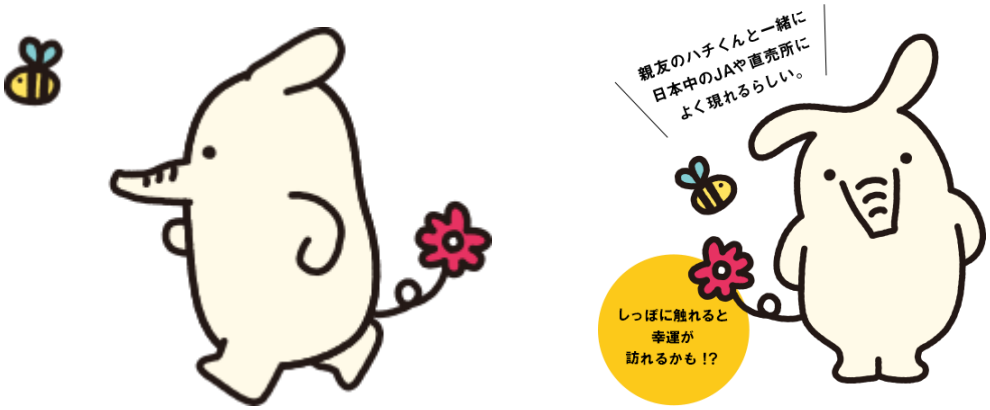

融資業務

組合員への融資をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者・事業者の皆さまの事業に必要な資金をご融資しています。また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。

貯金商品一覧表

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

貯金種類	主な内容	期　　間
当座貯金	手形・小切手による支払を組合に委託し、その支払資金として預け入れる貯金です。	特に定めなし 但し、当座貸越は有期限
普通貯金	預入、引出が自由にできる貯金です。 決済用貯金のお取り扱いもしています。	特に定めなし
貯蓄貯金	満期日や据置期間はなく、自由に引出ができ、店頭表示する 5 段階の金額階層別に設定した利率を適用した利息が年２回支払われます。尚、公共料金等の自動支払、給与・年金等の自動受取にはご利用できません。	特に定めなし
通知貯金	預入日を含めて７日間の据置期間を経過し、解約日の２日前までに引出の予告が必要です。	据置期間 （7 日）以上
納税準備貯金	納税に充てる資金を預入するための貯金で、預入は自由ですが、引出は原則として納税の場合に限られます。	特に定めなし
期日指定定期貯金	最長預入期間３年で、１年の据置期間経過後、1ヵ月前までに通知することにより満期日を指定できる定期貯金です。	最長 3 年
スーパー定期貯金	預入期間は１ヵ月以上で、定型方式と期日を指定する期日指定方式があります。 個人の方には、利息を 6 ヵ月毎に複利計算する複利型(３～５年)もご利用いただけます。 複利型は１ヵ月経過後、１万円以上１円単位で一部支払いが可能です。	定型方式 1 ヵ月～5 年 期日指定方式 1 ヵ月超 5 年未満の間
大口定期貯金	大口資金(1,000 万円以上)の運用にご利用いただけます。 お預け期間は１ヵ月以上で、定型方式と期日を指定する期日指定方式があります。	定型方式 1 ヵ月～5 年 期日指定方式 1 ヵ月超 5 年未満の間
変動金利定期貯金	預入日から6ヵ月毎の応答日に利率が見直される定期貯金です。 個人の方には複利型もご利用いただけます。	定型方式 １年～3 年
積立式定期貯金	期間の定めのないエンドレス型と積立期間を6ヶ月以上10年以内で設定可能なものと、年金型のものがあります。	エンドレス型 積立制限はありません 満期型：積立期間 6 ヵ月以上 10 年以内 年金型：積立期間 12 ヵ月以上
定期積金	積立期間を決めて掛金を払込、満期日にまとまった給付金を受け取る貯蓄商品です。	6 ヵ月以上 120 ヶ月 （最高 10 年）以内
一般財形貯金	勤労者が事業主の協力を得て賃金等から天引きで行う貯金です。	3 年以上
財形年金貯金	上記に同じ、老後の資金づくりにご利用下さい。 財形住宅貯金と合わせて元本 550 万円まで非課税の特典が受けられます。	積立期間(5 年以上) 据置期間 (6 ヵ月以上 5 年以内) 年金受取期間 (5 年以上 20 年以内)
財形住宅貯金	上記に同じ、マイホーム資金づくりにご利用ください。財形年金貯金と合わせて元本 550 万円まで非課税の特典が受けられます。	積立期間(5 年以上)

融資商品一覧表

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

資金名			資金使途	貸出期間 ()内は据置期間	貸出金額
JA統一ローン		フリーローン	組合員が生活に必要とする資金 (負債整理資金等は除く)	6ヵ月以上 ～最長 7 年以内	300 万円以内
		マイカーローン	自動車・バイクの購入・修理・車検等に必要な資金	6ヵ月以上 ～最長 10 年以内	1,000 万円以内
		カードローン	生活に必要な一切の資金	2 年ごとの自動更新 （農業信用基金協会保証） 1 年ごとの自動更新 （ニコス保証）	50 万円以内
		ワイドカードローン	生活に必要な一切の資金	1 年ごとの自動更新	300 万円以内
		教育ローン	入学金、授業料、学費および就学に必要な資金	在学期間＋ 最長 9 年以内	1,000 万円以内
		住宅ローン	・新築、中古住宅の購入、土地の購入、増改築等に必要な資金 ・他金融機関からの借入中の住宅資金の借換えに必要な資金	3 年以上～35 年以内 (12 ケ月以内) 借換は既住宅ローンの残存期間内	5,000 万円以内
		リフォームローン	住宅の増改築、改装、補修及び住宅関連設備等の設備	1 年以上～15 年以内	1,000 万円以内
農業関連資金	JAプロパー資金	アグリマイティー資金	農業者の農地取得から設備資金・運転資金まで幅広い資金	最長 25 年以内	事業の範囲内
		農機ハウスローン	農機具等の購入・修繕資金・パイプハウス等資材購入および建設資金・格納庫建設資金、借換資金、発電・蓄電設備の取得資金	1 年以上～最長 10 年以内	1,800 万円以内
		営農ローン	営農に必要な運転資金	1 年ごとの自動更新	300 万円以内
		大型営農ローン	営農に必要な運転資金	1 年ごとの自動更新	300 万円超 1,000 万円以内
	農業近代化資金	(1 号資金) 建構築物等造成資金	畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧(認定農業者のみ)又は取得に要する資金 （農地又は牧野の改良・造成・復旧又は取得に要するものを除く。）	農機具等のみ ①認定農業者 7(2)年以内 ②認定新規就農者 10(5)年以内 ③その他 7(2)年以内 畜舎・果樹棚等を含む ①認定農業者 15(7)年以内 ②認定新規就農者 17(5)年以内 ③その他 15(3)年以内	事業費の 80% （認定農業者 100%〔ただし、7 号資金①及び②は除く〕)と次の額のいずれか低い額 個人 1,800 万円

資金名			資金使途	貸出期間 ()内は据置期間	貸出期間
農業関連資金	農業近代化資金	(2 号資金) 果樹等植栽育成資金	果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金 (認定農業者以外は制限)	①認定農業者 15(7)年以内 ②認定新規就農者 17(7)年以内 ③その他 15(7)年以内	(知事特認 20,000 万円) 農業参入法人 15,000 万円 農業を営む法人等 20,000 万円
		(3 号資金) 家畜購入育成資金	乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金	①認定農業者 7(2)年以内 ②認定新規就農者 10(5)年以内 ③その他 7(2)年以内	
		(4 号資金) 小土地改良資金	事業費 1,800 万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧(認定農業者のみ)に要する資金	①認定農業者 15(7)年以内 ②認定就農者 18(5)年以内 ③その他 15(3)年以内	事業費の 80% (認定農業者 100%〔ただし、7 号資金①及び②は除く〕)と次のいずれか低い額 個人 1,800 万円 (知事特認 20,000 万円) 農業参入法人 15,000 万円 農業を営む法人等 20,000 万円
		(5 号資金) 長期運転資金	農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金	①認定農業者 15(7)年以内 ②認定就農者 17(5)年以内 ③その他 15(3)年以内	
		(6 号資金) 農村環境整備資金	診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設の改良、造成又は取得資金	①農協等 20(3)年以内 ※個人は対象外	
		(7 号資金) 大臣特認			
		①農村給排水施設資金	農村における給排水施設の改良、造成又は取得に要する資金	①認定農業者 15(7)年以内 ②認定就農者 17(5)年以内 ③その他 15(3)年以内	
		②特定の農家住宅資金	農業振興地域、過疎地域、振興山村地域の農業者が行う農家住宅の改良、造成又は取得に要する費用で、一定の要件に該当するもの		
		③内水面養殖施設資金	水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得資金		
	県単制度資金	農業近代化資金の借受者のうち、一定要件に該当する方に対し、上乗せ利子補給を行う資金	①徳島県農業担い手育成資金	農業近代化資金(1～4 号資金)と同じ。ただし、18 歳以上 41 歳未満で一定要件に該当する方に限ります。	農業近代化資金の各資金に同じ	1,800 万円以内

資金名			資金使途		貸出期間 ()内は据置期間	貸出期間
農業関連資金	県単制度資金	農業近代化資金の借受者のうち、一定要件に該当する方に対し、上乗せ利子補給を行う資金	②とくしまブランド推進資金	農業近代化資金(農村環境整備資金を除く)と同じ。ただし、挑戦する「とくしまブランド」戦略事業基本要綱の規定に基づき、ブランド産地戦略会議が産地構造改革計画に位置づけた品目を生産するために必要な資金に限ります。	農業近代化資金の各資金に同じ	事業費の 80%（認定農業者は 100%)と 1,800 万円のいずれか低い額
			③青年農業士等経営支援資金	農業近代化資金(１～４号資金)と同じ。県知事の認定する「青年農業士」または「指導農業士」の方に限ります。	農業近代化資金の各資金に同じ	事業費の 80%（認定農業者は 100%）と 1,000 万円のいずれか低い額
農業関連資金		農業経営改善促進資金（新スーパーＳ資金）	購入予定のある種苗、肥料代など新たな投資経費に必要な「運転資金」です。		1 年以内	個人:500 万円以内 法人:2,000 万円以内（※1）
		天災資金	「天災融資法」の発動により行われる、被害農業者等に対する資金です。		被害損失割合により異なります	一般農業者は損失額の 45%または 200 万円(法人 2,000 万円)のいずれか低い方の額（※2）
受託資金	日本政策金融公庫	農業改良資金	生産・加工・販売の新部門の開始など新たな取組みを応援する無利子の資金です。		12(3)年以内	個人 5,000 万円以内 法人 1 億 5 千万円以内
		農業経営基盤強化資金（スーパーＬ資金）	認定農業者の自主性と創意工夫を活かした経営改善を総合的に支援する資金です。		25(10)年以内	個人:3 億円以内 (特認 6 億円以内) 法人:10 億円以内 (特認 20 億円[一定の場合 30 億円]以内
		経営体育成強化資金	意欲と能力をもって農業を営む方の前向きな投資を支援する資金です。		25(3)年以内	事業費の 80%と次の額のいずれか低い額 個人:1 億 5 千万円以内:法人:5 億円以内
		農林漁業セーフティネット資金	災害や社会的・経済的な環境変化の影響を受けた方の資金繰りを支援する資金です。		10(3)年以内	600 万円以内

		農業基盤整備資金	用水路の改良、ほ場整備、農道整備等、生産基盤を整備するための資金です。	25(10)年以内	地元負担額
		青年等就農資金	新たに農業経営を開始する認定新規就農者を支援する無利息の資金です。	12(5)年以内	3,700 万円以内（特認１億円以内）
	日本政策金融公庫 国の教育ローン		高等学校・専修学校・短期大学・大学等へ入学及び在学するために必要な資金	15 年以内	学生・生徒お一人につき 350 万円以内

※1　個人　：　500 万円以内（畜産経営又は施設園芸経営については、2000 万円以内）
　　法人　：2,000 万円以内（畜産経営又は施設園芸経営については、8000 万円以内）

※2　損失額の 45%または 200 万円（法人 2,000 万円）のいずれか低い方の額（果樹栽培・家畜等飼養者については、損失額の 55%または 500 万円〔法人 2,500 万円〕のいずれか低い額）

為替業務

全国のＪＡ・信連・農林中金の約 8,300 におよぶ店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当組合の窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込や手形・小切手等の取り立てが安全・確実・迅速にできる内国為替を取扱しています。

国債窓口販売業務

国債は国が発行する最も安全性の高い債券で、償還日まで保有すれば元本と利息が保証されます。現在、当組合では「個人向け国債」を取り扱っています。本商品の取扱いにより今後とも組合員の皆さまの資産形成、資産運用ニーズにお応えしていきます。

	個人向け国債			中・長期利付国債
期間	3 年	5 年	10 年	2 年･5 年･10 年
ご購入単位	1 万円以上 1 万円単位			5 万円以上 5 万円単位
お払込金額	額面金額			銘柄により異なります
非課税の特典	障害者の方などは特別マル優が適用されます			
利子のお支払	年 2 回、ご指定の口座にお振込いたします			
中途換金	1 年経過すれば直近 2 回分の利子相当額支払うことで換金可能			市場価格により買取

サービス・その他

当組合では、コンピューター・オンラインシステムを利用して、年金等各種自動受取り各種自動支払いや事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービスなどをお取扱いしています。

また、全国のＪＡでの貯金の出し入れや、銀行、ゆうちょ銀行、信用金庫、コンビニエンスストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービス、パソコン・携帯電話による残高照会・振込などができるＪＡネットバンクなど、いろいろなサービスに努めています。

系統セーフティネット

安心 だから、JAバンクが選ばれます。

JAバンクには、「JAバンク・セーフティネット」があります。

より安全な金融機関としての信頼を得るために、JAバンクは、「JAバンク・セーフティーネット」を構築しています。まず、公的制度である「貯金保険制度」。そして、「JAバンクシステム」のもとJAバンク全体で経営健全性を確保するための支援制度である「JAバンク支援基金」。この仕組みによって、組合員・利用者の皆さまにより一層の「安心」をお届けします。

JAバンク・セーフティーネットの仕組み

貯金保険制度

・貯金者を保護するための国の公的な制度

「貯金保険制度」は、貯金者保護のための国の公的な制度であり、ＪＡ・信連・農林中金などが加入しています。

「貯金保険制度」の貯金者保護の仕組みは、「預金保険制度」（銀行・信金・信組・労金などが加入）と基本的に同じです。

この制度は政府・日銀・農林中金・信連などの出資により設立された貯金保険機構によって運営されており、ＪＡなどから収納された保険料を原資に、万一ＪＡが経営破綻して貯金の払い戻しができなくなった場合などに貯金を一定の範囲で保護します。

ＪＡバンク支援基金等

・ＪＡバンク独自の支援制度

ＪＡバンクの健全性維持を支援するため、ＪＡバンク独自の取組みを行っています。全国のＪＡバンクの拠出により設置された「ＪＡバンク支援基金」などを活用し、個々のＪＡによる経営健全性維持のための取組みに必要なサポート（資本注入など）を行います。

また、万一緊急の事態に陥ったＪＡへの貸付や経営が困難となったＪＡへの資金援助なども国の制度である貯金保険制度と連携して行います。

各種手数料等一覧表

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

					同一店舗	本・支所間	系統金融機関	他金融機関
送金手数料			普通扱い		無料	無料	432 円	648 円
振込手数料	窓口利用	3 万円未満	電信扱い	県内	—	—	216 円	540 円
				県外	—	—	216 円	
			文書扱い		—	—	216 円	432 円
		3 万円以上	電信扱い	県内		—	432 円	756 円
				県外	—	—	432 円	
			文書扱い		—	—	432 円	648 円
	機械利用	3 万円未満	電信扱い		—	—	108 円	324 円
		3 万円以上			—	—	324 円	432 円
	ＪＡネットバンク利用	3 万円未満		県内	無料	無料	108 円	324 円
				県外	—	—		
		3 万円以上		県内	無料	無料	216 円	432 円
				県外	—	—	324 円	
代金取立手数料	手形交換所		普通扱い		—	—	432 円	648 円
	県内		至急扱い		—	無料	432 円	864 円
			普通扱い					648 円
	県外		至急扱い		—	—	432 円	864 円
			普通扱い					648 円

その他手数料	送金・振込の組戻料	1 通につき	648 円
	不渡手形返却料	1 通につき	648 円
	取立手形組戻料	1 通につき	648 円
	取立手形店頭呈示料	1 通につき	648 円
	小切手用紙の発行	1 冊につき	432 円
	自己宛小切手発行料	1 枚につき	540 円
	手形用紙(約束・為替)の発行	1 冊につき	540 円
	マル専当座取扱料	割賦販売通知一件につき	3,240 円
	マル専手形用紙代	1 枚につき	540 円
	各種証明書等の発行	1 件につき	216 円
	キャッシュカード及び通帳・証書の再発行	1 件につき	540 円
	IC キャッシュカードの発行・再発行・更新	1 件につき	無料
	ワイドカードローンカード発行料	1 件につき	540 円
	貯蓄貯金自動振替料	1 回につき	無料
	国債口座管理手数料	月額 1 口座につき	無料
	住宅ローン繰上げ返済料（一部）	1 件につき	5,400 円
	住宅ローン繰上げ返済料（全額）	1 件につき	10,800 円
	住宅ローン全額繰上げ返済料 1,000 万円以上 (契約日平成 28 年 10 月 1 日～)	1 件につき	返済金額の 1.5%
	ＪＡネットバンク利用手数料	1 契約につき	無料

※注：上記金額には、消費税等が含まれています。

２　共済事業

ＪＡ共済は、ＪＡが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様に「ひと・いえ・くるまの総合保障」を提供しています。また豊かで安心して暮らせる地域社会づくりをめざした取り組みとして、地域貢献活動を行っております。

ＪＡ共済商品一覧

(1)長期共済（共済期間が５年以上の契約）	
①医療共済	病気やけがによる入院・手術・放射線治療を手厚く保障します。先進医療保障・入院見舞保障・がん重点保障特則を付加したプランもあります。
②終身共済	万一のときはもちろん、ニーズにあわせた特約により病気やケガなどの備えも自由に設計できる確かな生涯保障プランです。
③生存給付特則付一時払終身共済	ご加入しやすく、生前贈与としても活用できる、一生涯の万一保証プランです。
④がん共済	がんと闘うための安心を一生涯にわたって手厚く保障します。すべてのがんのほか、脳腫瘍も対象としています。
⑤予定利率変動型年金共済	老後の生活資金準備のためのプランです。ご契約６年目以降、その時の経済状況に合わせ予定利率を見直しますので年金額のアップが期待できます。さらに、最低保証予定利率が設定されていますので安心です。
⑥養老生命共済	万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。
⑦こども共済	お子様の入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。共済契約者（親）が万一のときは、満期まで毎年養育年金を受け取れるプランもあります。
⑧介護共済	公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障で、介護の不安に一生涯備えられるプランです。
⑨一時払介護共済	まとまった資金で一生涯にわたって介護の不安に一生涯備えられるプランです。
⑩生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられるプランです。
⑪建物更生共済	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。

上記の商品以外に、引受緩和型終身共済、定期生命共済、引受緩和型定期医療共済等も取り扱っております。

(2)短期共済（共済期間が５年未満の契約）	
①傷害共済	日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障します。
②自動車共済	相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。
③自賠責共済	法律ですべての自動車に加入が義務付けられている、人身事故の被害者保護を保障します。

上記の保証以外に、賠償責任共済、火災共済等も取扱っております。

“しあわせの輪”
平成 30 年度末の長期共済の全国加入件数は 約 3,181 万件、その契約高は、約 252 兆 6,726 億円と“しあわせの輪”は全国に広がっています。徳島県でも契約件数は約 24 万件、契約高は、約 2 兆 3,384 億円となっています。 また、短期共済新契約共済掛金は全国で約 4,804 億円、徳島県で約 35 億円と契約者の安心と信頼に応えています。
〇支払共済掛金
平成 30 年度に本県で支払われた共済金の合計は約 421 億円となっており、組合員・利用者の経済的損失の補填と各種必要資金に大きく貢献しております。
〇総資産
ＪＡ共済連の資産の合計は平成 30 年度末で 58 兆円(前年度 58.1 兆円)となっており、この豊かな資金は、契約者、農業、地域社会に還元され役立てられています。
〇健康・福祉活動等による地域への還元
①書道・交通安全ポスターコンクールの開催 小･中学生の書道・美術教育向上と、豊かな人作りを目指して毎年開催している伝統あるコンクールに、平成 30 年度は全国で書道の部に約 142 万点、交通安全ポスターの部に約 16.2 万点、徳島県では書道の部約 3.3 万点、交通安全ポスターの部に約 5.2 千点の作品が寄せられました。 ②健康管理活動 女性部員を対象に、健康で明るい生活づくりを目的に「女性のつどい」を開催しています。 ③交通事故対策活動 交通事故防止を目的とした対象者別の各種「交通安全教室」、および「交通事故相談」を行っています。 ④災害・救援活動 火災・台風・地震などの罹災者に対して、仮設住宅の無償貸与を行うとともに災害シートを無償配布しています。

◇組合員・利用者の皆さまとＪＡ共済のつながり

ＪＡ共済は平成 17 年 4 月 1 日から、ＪＡとＪＡ共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。ＪＡとＪＡ共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆様に密着した「ひと・いえ・くるまの総合保障」を提供しています。

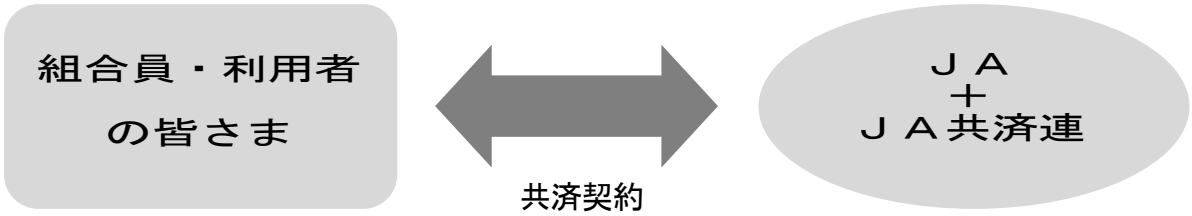

ＪＡ　　：ＪＡ共済の窓口です。
組合員・利用者の皆さまの立場に立った事業活動で皆さまの暮らしをサポートしています。

ＪＡ共済連：JA と一体となって、JA 共済事業を運営しています。
ＪＡ共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

JA共済

３　経済事業

経済事業は、営農指導と有機的に連携し、地域農業の振興と組合員の経済的、社会的地位の向上に努めています。

組織的には、ＪＡと全農がより有機的に結びつき、ＪＡグループ経済事業として幅広く充実した経済活動を行っています。

４　購買事業

購買事業は、生産資材事業と生活購買事業に分類することができます。

生産資材事業は、消費者にご安心・ご満足して頂ける農畜産物をお届けするため、営農指導と連携し、農業生産に必要な生産資材を組合員に有利に供給する事業です。また肥料・農薬・園芸資材・飼料・自動車・農業機械等の事業があります。

生活購買事業は、組合員ニーズにお応えし、日常生活に必要な商品を取り扱っており、農舎・住宅・電気製品・生鮮食品等があります。

農業機械のアフターサービスも全農と一体となって行っています。また、平成 27 年 5 月にオープンした JA グリーン中央店・勝浦店は農業資材専門店として、組合員の皆様へ安価な農業資材を提供するとともに、農家のお宅へ出向く経済渉外体制をスタートしました。また、肥料・農薬などの資材を直接配送する物流配送サービスも行い、JA と農家組合員とのつながりを深め、より一層のサービス向上に努めました。

５　販売事業

販売事業は、営農指導と密接な関係にある事業で、青果事業、農産事業、畜産事業に分類することができます。

青果事業では、組合員が「安全・新鮮・高品質」をモットーに生産した青果物（野菜・果実・花き等）を取り扱いしており、消費者に安心・信頼していただけるよう「定時・定量・定質」を合言葉として、共販体制の向上にも取り組んでいます。

農産事業は、組合員が丹精込めて作った米麦等の集荷・販売を行っています。

米麦の生産は、国・県等の農政と密接な関係にあり、平成７年 11 月１日施行の新食糧法のもと、ＪＡは、第一種登録出荷取扱業者としての業務を担っています。

米の販売については、ＪＡ独自の販売方法として全量買取販売に移行し、販路拡大に努め一定の成果を得ることができました。

平成 21 年７月 10 日にオープンした「こめっ娘工房」では、胚芽米「あいさい黄金米」の商品開発・販売し、米粉を様々な方面で活用するための活動拠点として、大型精米機や米粉製造施設のほか、新商品開発室や調理実習室なども備えております。調理実習室では米粉を使用したパンやお菓子作りの講習会も実施し、米の消費拡大のため、日々活動しています。

畜産事業では、組合員が生産した肉牛・肉豚等を全畜連及び食肉卸業者で処理・加工し、量販店等に販売しています。ＪＡでは、畜種別に飼養プログラムを作成し、消費者に「安全で新鮮な畜産物」をお届けするため、組合員と共に研究を重ねています。

6　産直事業

平成 30 年４月 27 日にリニューアルオープンした「みはらしの丘あいさい広場」を中心に「よってネ市」「とれとれ市公方」では、地元で採れた農産物を地域の皆様方に提供し、新鮮・安全・安心をアピールするとともに、消費者とのふれあい活動も実施しています。